

## 水戸家庭裁判所委員会（第29回）議事概要

- 1 開催日時 平成29年6月8日（木）午後3時から午後5時まで
- 2 開催場所 水戸家庭裁判所大会議室
- 3 出席者 （委員）

上嶋佳子，小川敏正，上方仁，小松崎哲，西連寺義和，佐藤環，長岡憲一，中山顕裕，橋本和雄，村島英嗣，本吉弘行，矢代美智子，湯浅友明，渡邊昭（五十音順 敬称略）

（事務局等）

首席家庭裁判所調査官 河野郁江，首席書記官 柳谷守昭，事務局長 大澤賢次，次席書記官 小林圭一，事務局次長 嶋山英樹，総務課長 橋本正弘，総務課課長補佐 栗林昭

### 4 議事

- (1) 委員改選の報告
- (2) 新任委員挨拶（小川委員，西連寺委員，本吉委員）
- (3) 職務代理指名（本吉委員を職務代理に指名）
- (4) 今回のテーマ「家庭裁判所における広報について」

「裁判所の広報活動のイメージ，広く国民に裁判所をよく知ってもらうための広報」及び「家庭裁判所が扱う事件に関する広報」について，総務課長からそれぞれ説明が行われた。

- (5) テーマについて意見交換をした概要（○委員，△事務担当者）

#### 【委員長】

ここからは，事前に皆様から頂いたアンケートの内容を中心に，家庭裁判所の広報活動の現状とその取組について，意見交換を行いたいと思います。裁判所の広報に余り接した機会がない方もいらっしゃると思いますが，いかがでしょうか。

- 裁判所では、パンフレットやリーフレットを具体的にどのような形で配布していますか。
- △ 各関係機関に対し、配布部数を決めて郵便等で送っております。ただ、基本的にはその後の追跡や補充はしていません。
- ただ単にパンフレットを送り付けるだけだと、担当者の裁量で窓口に備え付けていないことや本当に必要な部署で不足が生じることがあります。やはり、不足したら補充するという形でのチェック等が必要であると思います。例えば、電話で足りているかをチェックしたり、あるいは直接現場に行ってどこに置いてあるのかをチェックすると、備え付ける側の対応も変わってくるのではないかと思います。

#### 【委員長】

確かに、送るだけでその後のアフターケアがないと、パンフレットが必要な所に十分に行き渡らないことがあります。正にニーズを捉える広報活動が必要かもしれません。非常に具体的な御意見をありがとうございました。

広報については、我々が考えているところと国民目線とは大分違うところもあり、至らない点が多々あるかと思えます。だからこそ、工夫できる余地があるかと思えます。他に御意見はありますか。

- 私は、市の地域包括支援センターの委員会に何回か出席していますが、その中で、成年後見のパンフレットが欲しいという方がたくさんおりました。その委員会は介護関係ですが、利用者の家族等から相談があり、パンフレットが必要になってきたとのことでした。そういう意味で、特に成年後見のパンフレットに関しては、介護関係の施設や市の運営協議会等に送付して頂けたら、有り難いと思います。
- △ パンフレットについては、視覚に訴えるので非常にニーズが高いと思います。ただ、裁判所側の事情として、パンフレットは最高裁判所が作

っており、それらが一括で送られてくるため、部数が非常に限られております。また、上級庁に対して必要な部数を請求するのが難しい点もあります。しかし、そのような事情がありますが、現状では部数が足りていない所もありますので、なるべくニーズを拾いながら、多く使う所には手厚く送るなどを検討させて頂きたいと思っております。

- ウェブサイトに関してですが、家裁委員会の議事録が掲載されているので結構見させて頂いております。見たい所が分かるように出来ており、非常に便利だと思っております。ただウェブサイトを見た後に、リーフレットやパンフレットを読むと、字が小さく、果たして高齢者にも読めるのかなという疑問があります。作成が最高裁判所なのでこちらに言うのも何ですが、手続を利用するのは高齢者であり、その高齢者はウェブサイトよりもパンフレットを読むことが多いことからすると、掲載の仕方を読み手の立場で工夫する余地があるのではないかと思います。

#### 【委員長】

非常に具体的な御意見をありがとうございます。確かにどのような方がどういう広報に接するのかを考えて、それに応じた広報の在り方を考えていく時代になってきていると思っております。リーフレットについては、実際に印刷して部数を作らなければならず、紙面における限られた情報量や紙の節約等から字が小さくならざるを得ないという事情はありますが、字の大きさ等については御意見のとおりですので、貴重な情報として参考にさせていただきます。

また、ウェブサイトに関してですが、余り御存じないかもしれませんが、最高裁のウェブサイトにて、後見人になった時の注意事項や子供の面会交流についてのDVDがそのまま動画配信されております。一般広報というよりも、実際の事案で必要になった際に御覧頂くものですが、非常に役に立つものです。ただ、サイトの入口が単に「動画配信」とだけ

あり、非常に分かりにくくなっています。どこに情報があるのかは重要ですので、これは広報における反省点の一つであると思います。

そして、ウェブサイトに関連して、委員の方からユーチューブを広報に利用してはどうかという意見もありました。確かにユーチューブは若い方にアピールできる媒体として非常に有用ですが、関心を集めるコンテンツがないと見てもらえない部分もあるので、果たして裁判所の一般広報をやっても見てもらえるのかという印象があります。とはいえ、裁判所の採用関係でも一部SNSを利用していることから、将来的にはユーチューブも広報の媒体の一つに入ってくるかもしれないという感想は持っています。他に御意見のある方はいますか。

- 先ほどの動画ですが、大変分かりやすく、非常に説得力があり、私も調停の中で使わせてもらっております。内容的にはリーフレットの「面会交流のしおり」を具体化したような動画になっていると思います。ただ、残念なことに、このリーフレットの中では、面会交流の制度だけしか記載されておられません。というのも、面会交流については、私も調停委員として担当していますが、問題となるのは子供と会わせるか会わせないかといったパターンがほとんどで、面会交流が実現すればというのはその後の話、つまり、苦労しているのはその入口の段階です。このリーフレットでは、その点について詳しく踏み込んでいないので、面会交流をした方が子供にとっていいことである旨を記載してもらえると、より良くなるのではないかと思います。

それと、先ほど他の委員が言っていたことに関連してですが、リーフレットの「家事事件のしおり」は非常に字が小さく、内容が分かりにくいです。具体的には、まず、調停で多いのは離婚、養育費、面会交流ですが、後ろのページの「2 調停でも審判でも取り扱われる事件」の中に「子の監護に関するもの」とだけあり、面会交流や養育費といった言

葉が直接出てきません。また、「1 審判だけで取り扱われる事件」の中に「特別養子縁組の成立及びその離縁に関するもの」「就籍に関するもの」とありますが、「特別養子縁組」や「就籍」という言葉は一般市民には分かりにくいです。こういった点にもっと配慮があれば、より使い勝手が良くなるのではないかと思います。

**【委員長】**

知っている人には使えるけれども、知らない人には言葉上、使いにくくなっているという御指摘です。この点は、御意見として今後検討していきたいと思います。ありがとうございました。他に御意見はありますか。

- 一般市民からすると、裁判所はおどろおどろしいといいますか、敷居が非常に高いというイメージがあります。また、手続を利用するにしても時間、お金、手間がかかり、何かと敬遠しがちです。日本は法治国家であり、裁判所という素晴らしい資源があるわけですから、それをもっと利用すべきであり、裁判所が一般市民にとってより身近な存在でなければなりません。そして、そのためにはどうすればいいかというのが裁判所の広報の基本であると思います。具体的な広報の在り方についてはアンケートに書けませんでした。が、広報について私はこのような感想を持っています。

**【委員長】**

ありがとうございました。確かに裁判所については、国民の中ではまだまだ敷居が高いという問題があります。その中で家庭裁判所は比較的敷居が低いといわれていますが、制度を利用して頂くことは非常に大事ですので、裁判所としてもいろいろな機会を通じて発信する一方、親しみやすくするためにどうすればいいか、いろいろな意見を通じて検討していきたいと思います。

また、より早くという点では、現在、裁判制度の運用上のテーマとして、納期を意識した裁判を、裁判官は常に課題として心掛けているところではあります。

○ 法の日週間記念行事について質問があります。昨年度、私は講師として参加させて頂きましたが、そもそもこの行事は、広く国民一般を対象にしているものですか。

△ 特段、年齢制限を設けたり、対象を絞ったりはしておりません。

○ 私が見た限り、参加された方は皆大人の方で、割と年輩の方が多かったと思います。それも、もともと司法に関心のある方が参加され、質問も一般的というよりも少しマニアックな感じを受けました。また人数も定員よりも少なかったと思います。そういうことから、より人数を増やし効果的な広報を行うのであれば、参加対象を絞り、行事自体も休日に行うなどの工夫が必要ではないかと思えます。それとウェブサイトについては、弁護士会としては書式を有効活用させて頂いております。

ただ、一般的に見たらどうかといいますと、やはりとっつきにくく、目的にたどり着きにくい感じがします。どうしたら良いかという具体的な提案まではなかなか難しいですが、やはり字を大きくしたり、キャラクターを取り入れてみると効果的ではないかと思えます。

△ 見学ツアー等の催物は、平日にやっております。これを休日にも出来ないかという御意見ですが、事務方としては、裁判所では休日における人的、物的な手当をするという点で一つのハードルがあります。また、内容的な面として、スケジュールの中に裁判傍聴を組み込むことが多いのですが、その場合、どうしても平日しか裁判はやっていないので、平日にせざるを得ないという点があります。更に、裁判の公開との関係で、実際の裁判所の雰囲気を感じて頂きたいという面もあります。ただ、休日でないで参加できない子供さんもいると思えますので、今後は、そう

いうニーズも鑑みながら検討していきたいと思います。

- 今の話ですが、基本的に平日の昼間に裁判所に来て行事に参加される方は司法に関してかなり興味のある方ではないかと思います。正直、普通の大人は昼間裁判所に行って行事に参加しようとは思わないのではないのでしょうか。そうすると、今後、裁判所を知ってもらいたいのは、大人よりもむしろ子供の方ですので、子供を中心に考えた方が良いと思います。例えば、学校で実習がありますが、その中に裁判所の見学ツアー等を組み込むと、学校単位で参加しますので人数もかなり集まるのではないかと思います。そして小さい時の思い出というのは残るものなので、大人になっても裁判所に対して案外嫌なイメージを持たないのではないかと思います。それと、先ほどタウン誌のサクサクを見ましたが、このような雑誌に、できれば年に2回くらい、ボリュームはなくても掲載すると広く一般の人の目に触れるので広報として有効だと思います。

#### 【委員長】

ありがとうございました。裁判所の一般広報の中でも法教育というのは力を入れていく分野であると認識しておりますので、非常に重要な御意見としてこれからも参考にさせて頂きたいと思います。他にありますか。

- 裁判所の見学が平日に行われていることは何か惜しい気がします。他の役所でも広報活動を行っていますが、平日ではなく休日、それも家族向けに日曜日に行っている所が多いです。是非裁判所もそれに合わせて頂きたい。それと他の委員からも御指摘がありましたが、裁判所はやはり敷居が高く、例えトラブルに巻き込まれても、最初に裁判所に相談することはまず少ないと思います。どちらかという、身近な弁護士や法テラスに相談に行き、それから裁判所ではないのでしょうか。そう考えますと何が何でも裁判所というよりは、最終的に行き着くのが裁判所であ

って、入口は弁護士や司法書士等の他の専門機関に委ねても良いのではないかと思います。むしろそれらの機関と協力することが今後の裁判所の利用促進につながるのではないかと思います。

**【委員長】**

ありがとうございました。法テラスや弁護士会と連携を密にすべきであるという御意見は非常にごもつともだと思います。

さて、弁護士会でも広報活動をされていると思いますが、裁判所同様、一般の方にとってはまだまだ敷居が高いというイメージがあるかと思えます。その点、弁護士会として何か心掛けているところはありますか。

- 私は、弁護士会で広報を担当する委員会の委員長をさせていただいておりますが、正に今、弁護士会でも敷居が高いということが問題になっており、どうすれば身近に感じてもらえるかを模索しているところです。そしてその試みの一つとして、当会では独自のキャラクターを作っています。ただ公認のキャラクターではないので、徐々に広げて、いずれは公認を目指していければと考えています。この（平成29年）4月も、新会長が就任した際にキャラクターを各新聞等に取り上げてもらいました。その結果、早速効果が出ているようです。裁判所にはキャラクターはいないのですか。

**【委員長】**

ホームページにカップの絵が描いてありますが、家庭裁判所の関係ではカップのかーくんがキャラクターです。

- それをもっと全面的にピーアールしてはいかがでしょうか。例えば、裁判所ではやらないかもしれませんが、リーフレットを街頭で配るにしても、ゆるキャラが配ると、もらってくれる率が高いそうです。

**【委員長】**

国民に親しみを持って頂く意味では、非常に有り難い助言だと思います。



す。参考にさせて頂きたいと思います。他にはいかがでしょうか。

- 私もゆるキャラは考えましたが、裁判所では無理だろうと思いアンケートにあえて書きませんでした。それよりも敷居を低くすることは、弁護士会も裁判所も今の傾向としては当たり前であると思います。特に弁護士会では法テラスも出来て、費用面も含め、かなり敷居は低くなっています。ただ他方で、低くし過ぎるのもトラブルメーカーのような人が増え、逆に問題が生じるのではないのでしょうか。その辺のさじ加減が難しいと思います。弁護士会では、そういった問題に対応すべく、子供の時から法制度の仕組みを教える法教育をずっとやってきた経緯がありますが、すぐに解決できるものでもないで、なかなか難しい問題です。

それと広報についての問題ですが、私が副会長をやっていた時、10年以上前になりますが、裁判員制度が始まり、裁判所が駅前でいろいろなパンフレットを配り、主導的にかつ積極的に広報を行っていました。我々としては、正直そんなにやらなくてもいいのではと思っていましたが、それでも裁判所はかなりしつこく広報を行い、その結果やっとう制度が浸透しました。ということは、普通にやっても広報は浸透しないと思います。法テラスもやっとう10年経ち、一生懸命広報活動を行っていますが、周知の方は50パーセント程度です。広報は必要以上にやらなければならないし、予算もたくさん取らなければならない、私はそのように思います。

#### 【委員長】

ありがとうございました。敷居を低くしていくことに加えて、次世代に対する法教育というものも、司法制度の正確な理解と併せて、司法に対する信頼を醸成するために有効であり、広報の中でも重要な位置付けになると考えます。

さて、法教育とは少し離れて少しレベルは高いのですが、ここで大学

生が参加している当庁の活動についてご紹介させていただきます。

- △ 当庁では、少年の再犯防止のための働き掛けとして様々な取組をしております。その中で、「親と子のワーク」というものを年に3回実施しております。内容としては、少年友の会の会員のボランティアによって、少年と保護者が一日かけて親子関係を考えるワークというものを実施しており、そこに、毎年地元の大学生等が入り、少年たちをサポートするという活動を続けております。学生側としても、家裁がどういう事件処理をしているのかを実体験で知る機会になりますので、手前味噌ですが、広報の一つとして有効であると思っている次第です。

#### 【委員長】

今回教育関係の委員からもアンケートを頂きました。何か御意見はありますか。

- 先ほどの委員の中で、敷居を低くするのも問題があるとの意見がありました。これを学校側でも「開かれた学校」という形でやると、子供たちが犯罪に巻き込まれる可能性があります。やはり、どこまで低くするかは、それぞれの時代背景や社会の状況によると思います。

それはさておき、広報という場合、必ず最後は教育にふってきます。現に配布された裁判所の広報誌である「司法の窓」でも学校教育に言及しております。ただ、これは司法に限ったことではなく、様々な方面からも最後に教育にふられてきます。そのようなことから教育機関としては手詰り感がかなりあります。特に、最近科学振興推進のため理数系教育が優先され、理数系の教育に関しては環境整備が進んでいますが、司法を含めた人文科学系は学校教育としては立場が弱い状況にあります。そのような中ですが、司法を身近に感じるための方策を考えた場合、私は大学教育よりも小学校教育に重点を置いた方が良いのではないかと思います。具体的には、小学校6年生で公民的分野を社会科でやりますが、

それ以外に、総合的な学習の時間を設定することが可能です。そこで、いろいろ教材等を開発し、子供たちを教育する、また教員側も教員養成課においてプロジェクトチーム等を作り、法教育を取り入れる、このようなことで徐々に浸透していくのではないかと思います。

#### 【委員長】

確かに、法教育は義務教育の段階が大切であり、それを担う教員の養成も重要であると思います。特に教員の養成課程の中では、法曹がどのように関与していくのかが問題であり、今後もいろいろな形で具体的な運用や在り方を検討していく必要があると思います。貴重な御意見をありがとうございました。

- 私も中学校で家庭科を担当したことがありましたが、その中では家族という問題を最初に学びます。また、調停委員をやっている中でも、家族とは何か、家族を作るとはどういうことかというのを大変感じています。そういう意味で、少なくとも高校を出るまでには、家族の基本である法律や制度について最低限の知識を得ることはとても大切だと思います。また、先ほど裁判所から再犯防止の活動として「親と子のワーク」の紹介がありましたが、先日、状態がいいといわれるある刑務所に行ってきました。私は状態がいいのは再犯防止をきちんとやっているからだろうと思いましたが、実は、その刑務所は第三セクターのような形で、警備、調理、教育の各分野に至るまで、刑務官ではなく民間が行っていました。そういうことを考えると、少なくとも高校までには自分が社会、特に司法の分野とどう関わっていくかを知ることが必要であると思います。それと調停に関してですが、当事者の中には、裁判官の顔を見ないで終わるのかと言って不満を述べられる方がいます。私はそんなことはありませんよといさめますが、やはり当事者にとって裁判官を身近に感じたい部分があるのかと思います。そこで、なかなか難しいかもしれま

せんが、裁判官、家裁調査官、書記官が出張し、実際の場面を想定したロールプレイをする出張授業を取り入れると、より身近に感じられるのかなと思います。

- 私の方では少し違う視点からの意見です。最近、高齢者の犯罪が増えています。当面、高齢者が一番必要としているのは家庭裁判所ではないかと思っています。しかし実際は、高齢者が相続財産や貸金等で問題を抱えていても、裁判所は敷居が相当高いため、自分で処理せざるを得ない状況にあります。確かに弁護士や法テラス等もありますが、費用の問題や時間的な制約等から、断念している方が多いです。ですから、高齢者が一番悩んでいるところに家裁がどう足を踏み入れた対応が出来るかということが当面の問題であると思っています。

#### 【委員長】

ありがとうございました。本日のテーマではありませんが、現在、成年後見制度において、年配の方、特に判断能力の衰えてきた方の身上監護や財産の保護をどうすべきなのかというのが問題になっています。今年（平成29年）、成年後見制度利用促進法が制定され、自治体を中心として様々な動きがありますが、法的な問題については家庭裁判所も積極的に関与し、役割を果たしていきたいと考えています。それと一般広報の関係では先ほど御指摘があったように、ユーザーを見ながら広報の在り方を考えていくというのは非常に大事なことだと思いますので、重要な御指摘として参考にさせていただきます。また法教育の話も出ましたが、本来の法制度の利用の仕方を若い人たちに教育していくことも非常に大切なことだと思いますので、今後の大きなテーマとして考えていきたいと思っています。

さて、お時間も参りましたので、この程度にさせていただきます。本日は、「家庭裁判所の広報活動について」というテーマで進めて参

りました。委員の方々には貴重な御意見，有益な御提言を頂きまして，  
誠にありがとうございました。今後の参考とさせていただきます。